

# 本人確認にご協力ください！

平成19年1月4日以降、10万円を超える振込みは、次のような取扱いになりますのでご協力をお願いいたします。

## ◎現金で振込みを行なう場合

窓口にて、運転免許証・健康保険証等の本人確認書類を提示のうえ、お振込みください。

## ◎預貯金口座を通じて振込みを行なう場合

従来と同様の方法でお振込みいただけます。

ただし、口座開設時に本人確認手続きが済んでいない場合には、本人確認書類の提示がないと振込みができない場合があります。

マネー・ローンダリング、テロ資金対策のための国際的な要請を受けて、平成19年1月4日以降、10万円を超える現金の振込みなどを行なう際に、本人確認書類が本人確認法により求められることとなります。

特に入学金等の振込みを行なう場合には、指定の用紙とともに振り込み手続きを行なう方の本人確認書類を忘れずにご持参くださいますようお願いいたします。

## ○提示が求められる本人確認書類

個人の場合：運転免許証、健康保険証、国民年金手帳、旅券（パスポート）、母子健康手帳、身体障害者手帳、外国人登録証明書など

法人の場合：登記事項証明書など

## ○本人確認書類の提示が求められる場合

現 行	平成19年1月4日以降
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 預貯金口座の開設</li><li>・ 200万円を超える大口現金取引</li><li>・ 金銭の貸借</li><li>・ 有価証券の売買</li><li>・ 保険契約</li></ul> など	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 10万円を超える現金の振込みなどを新たに追加</li></ul>